

シベリア抑留者未払い賃金解決法案（2本）

162国会提出案（05年7月26日提出）との違いについて

【戦後強制抑留者に対する特別給付金支給法案】

- 1.趣旨に「本邦に帰還した後の状況等も考慮し」という文言を追加。

理由 帰国後も十分な支援策を受けず、逆にさまざまな社会的偏見や不利益にさらされてきたことへの配慮を婉曲的に表現。

- 2.特別給付金の支給方法を記名国債から一時金に変更。

理由 高齢者が多く、3年以内の償還を待てない人もいることに配慮。

- 3.検討条項において、国籍条項により支給対象とならない者等の強制抑留及び樺太、北朝鮮、満洲等での強制抑留の実態等について総合的調査を速やかに行うことを追加。

理由 朝鮮・台湾出身者や戦後米国の市民権を得た元日本人などからも給付を求める声があること、北朝鮮などで強制労働をさせられたという証言が最近になって得られたことに配慮。

【独立行政法人平和祈念事業特別基金廃止法案】

- 1.基金の廃止時期（法の施行時期）を1年繰り上げ、現在の中期計画終了時期に合わせて平成20年4月1日とする。
- 2.基金がこれまで収集した資料の適切な保存につき国が必要な措置を講ずることを明記。

理由 いずれも抑留者団体の要望に配慮。

以上